事業種別	逗子市
○起業創業支援 ○助成金	創業希望者、創業間もない人に対し、セミナーやスクールを実施
主管課	経済観光課
連絡先	046－872－8120

事業種別	逗子市
○空き家バンク	逗子市空き家バンク実施要綱制定（平成31年４月25日施行） 登録物件：2件 利用希望者：43件 (令和5年度から利用者登録廃止)（2024.4.12現在）
主管課	まちづくり景観課
連絡先	046－872－8124
○住宅取得補助	●市内に在住又は在住予定者が市内に自身が居住する家屋を購入・新築・改築する際に、県内の中央労働金庫各支店で融資を受けた場合、借入金額（最大500万円分）の利子（最長36月、月額11,400円以下）を補助
主管課	経済観光課
連絡先	046－872－8120

事業種別	逗子市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●妊産婦健康診査費用補助券等　初回12,00円、２～14回5,000円、産後健康診査費用補助券2回5,000円。 ●予防接種費用の償還払いを実施。事前に申請がなされた場合は実費精算後償還払い。
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●それら補助券に上乗せして使用できる追加補助券１枚1,000円を12枚交付。また多胎妊婦には15回～1916回分の妊婦健康診査費用補助券も交付
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●市主催行事等託児事業。市が主催する会議・講演会等に参加する市民に対して、依頼があれば生後３か月から就学前の乳幼児の託児サービスが無料
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●生殖補助医療費助成事業 令和4年4月1日以降に開始した生殖補助医療（体外受精・顕微授精）の治療に要した費用の一部を助成。申請により１年度あたり１回50,000円、通算２年度まで助成を実施。
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●ひとり親家庭等福祉手当。対象：児童扶養手当を満額受給している方。支給額：月額6,000円。
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	●小児医療費助成。通院・入院：高校卒業まで。所得制限：なし。保険対象の治療の自己負担分を公費助成。
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	●保育園、幼稚園及び放課後児童クラブを利用する保護者の生活状況や所得状況に応じ利用料を減免
主管課	保育課
連絡先	046－873－1111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	●新生児聴覚検査費用補助事業 初回の検査に要した費用の一部を助成する。 ⑴　自動聴性脳幹反応検査（AABR）　3,000円 ⑵　耳音響反射検査（OAE）　1,500円
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111

事業種別	逗子市
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑨	●産後ケア（要申請） 対象：逗子市に住民票がある産後１年未満のお母さんと赤ちゃん。 内容：産後の母子の健康管理、授乳の相談、沐浴等育児方法の確認、赤ちゃんが泣いたときの対応、生活リズムの整え方、赤ちゃんと生活する上でのポイント 種類：宿泊型、通所型、訪問型 利用料（自己負担額）：宿泊型（1泊2日　13,000円）、通所型　1日3,500円、訪問型1回500円（+交通費相当500円） ※生活保護世帯、非課税世帯の方は利用料金の減免あり。多胎児加算あり。
主管課	子育て支援課
連絡先	046－873－1111